

重要事項説明書 (秀明荘居宅介護支援事業所)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 秀明荘居宅介護支援事業所
- ・開設年月日 平成11年10月 1日
- ・所在地 岡山県倉敷市玉島中央町1-4-8
- ・電話番号 086-523-0166
- ・FAX番号 086-523-0113
- ・管理者名 安田 洋喜
- ・介護保険指定番号 3370200192

(2) 居宅介護支援事業所の目的と運営方針

1. 利用者が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとします。
2. 利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスを、多様な事業者との連携により、総合的かつ効果的にサービスが提供できるように配慮いたします。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者へ不当に偏ることが無いよう公正、中立に支援いたします。
 - ① 利用者及び家族は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
 - ② 利用者及び家族は当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることができます。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、医療機関、サービス提供事業者、地域包括支援センター（倉敷市は高齢者支援センター）、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、**指定特定相談支援事業者**等との連携に努めます。
5. 医療と介護との連携を促進するために、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者及び家族に対して、医療機関に入院する際に、担当する介護支援専門員の氏名や連絡先を入院先医療機関に提供するように依頼します。

(3) 事業所の職員体制

	人数	業務内容
管理者（介護支援専門員兼務）	1	事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
介護支援専門員	3	(2)の運営方針に基づく業務にあたる。

2. 営業日及び営業時間

この事業の営業日は毎週月曜日から土曜日迄とし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までの年末年始及び8月15日、6月1日を特別休暇とする。

営業時間は、通常、午前9時00分から午後6時00分迄とする。

但し、緊急時には、24時間、日曜日等にも連絡が取れる体制を取っており、必要に応じて、利用者の相談に対応する。

休日、夜間の連絡先

休日、夜間に連絡が必要な場合は以下の番号にご連絡下さい。

電話番号 086-523-0111

3. 利用料金

事業者が提供する居宅介護支援に対する規定料金は介護報酬告示上の額とします。

4. 通常の事業の実施地域

秀明荘居宅介護支援事業所の事業の実施地域については、倉敷市及び浅口市（寄島町を除く）とする。

5. 要望及び苦情等の相談

事業所には、要望及び苦情相談の窓口として、介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

相談対応者 居宅介護支援事業所管理者

相談時間 9:00～18:00 月曜日～土曜日（祝日及び12月30日～1月3日を除く）

電話番号 086-523-0166

◆公的機関においても苦情申出等ができます。

倉敷市介護保険課相談窓口			
電話番号	086-426-3343	対応時間	8:30～17:15 (月)～(金) ※祝日及び12月29日 ～1月3日を除く

浅口市高齢者支援課相談窓口			
電話番号	0865-44-7113	対応時間	8:30～17:15 (月)～(金) ※祝日及び12月29日 ～1月3日を除く

岡山県国民健康保険団体連合会相談窓口			
電話番号	086-223-8811	対応時間	8:30～17:00 (月)～(金) ※祝日及び12月29日 ～1月3日を除く

6. 情報の提供

介護保険サービス利用のための市町村及び高齢者支援センター（包括支援センター）、他の介護保険事業者等への情報提供など、居宅支援サービスを受ける上で、必要な情報を提供する場合があります。適切な在宅支援のための情報の提供については、利用者及び家族又は代理人に、予め同意を得た上で行うこととします。

7. 虐待防止に関する事項

- 1 当事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止さらには虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。委員会については医療法人社団新風会が開催する権利擁護に関する会議を活用する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対する虐待防止等についての啓発のための定期的な研修を実施する。
 - (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施する為の担当者を配置する。
- 2 当事業所は、居宅介護支援の提供中に、担当職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

8. 秘密保持・個人情報の利用

秀明荘居宅介護支援事業者の介護支援専門員やその他の職員は、業務上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項について、利用者及びその家族等などの生命・財産等に危険があるなどの正当な理由がある場合を除き、第三者にこれを漏洩いたしません。

この守秘義務の遵守は、契約終了後も同様とします。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、事業所の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではありません。

10. 緊急時の連絡先

緊急に連絡が必要な場合は以下の番号にご連絡下さい。

電話番号 086-523-0111

(24時間、日曜、祝祭日等にも連絡が取れる体制を取っています。)

11. 倫理、法令等の周知

従業者を対象とした、倫理法令遵守に関する研修を行い、守るべき倫理、法令等の周知を図っています。

12. 事業計画

毎年、経営方針・運営方針・事業計画を明記し計画的な事業運営に取り組んでいます。また、必要に応じてこれらを読覧することもできます。

13. その他

事業所については、ホームページもありますので、ご覧ください。

(<http://www.tamashima-ch.or.jp/shumei/>)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者及びその家族に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

医療法人社団新風会
秀明荘居宅介護支援事業所

説明者： 印

本書面より事業者から居宅支援についての重要な事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

代筆者 住所

氏名

印

(続柄)